

令和3年9月27日開会

第731回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第1号	9頁
報告第2号	13頁
報告第4号	19頁

議案第一号 参考資料

むつ市社会教育委員名簿(案)

任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日

No.	氏名	生年月日	住所	区分	新・再	備考
1	ほし 星 かつお 和夫			学識経験者	再	むつ市文化団体協議会会長 元むつ市文化財保護審議会委員
2	たけその 竹園 まさとし 正敏			社会教育関係者	再	青森県教育支援プラットフォーム下北地区実行委員会委員長
3	ふたぎ 船木 敏夫			社会教育関係者	再	元むつ市少年教育指導委員 大畑地区民生委員
4	なかじま 中島 けいこ 慶子			家庭教育関係者	再	川内町婦人団体連絡協議会会長
5	おくかわ 奥川 はるみ 春美			社会教育関係者	再	元人権擁護委員 田名部のぼんどり復活実行委員会事務局
6	ふしみ 伏見 のりゆき 紀幸			学識経験者	再	むつ市立図書館協議会会長
7	いしくら 石倉 つかさ 司			社会教育関係者	再	川内八幡宮宮司 むつ市文化財保護審議会委員
8	きむら 木村 あきお 昭夫			学識経験者	再	元大平中学校校長 下北地区吹奏楽連盟会長
9	かたたに 片谷 のりこ 紀子			家庭教育関係者	再	市連P事務局 むつ市交通整理員 むつ市立図書館協議会委員
10	まつおか 松岡 あつこ 敦子			社会教育関係者	再	元脇野沢交流センター館長
11	はまだ 濱田 じゅんこ 順子			家庭教育関係者	新	脇野沢地区連合婦人会会長 むつ市民生委員推薦会委員
12	きくち 菊池 まさひこ 政彦			社会教育関係者	新	元むつ市少年教育指導委員 青森県公安委員会少年指導委員
13	きよかわ 清川 れい 励			社会教育関係者	新	障害福祉サービス事業所工房「歩み」 むつ市スポーツ推進委員

議案第1号参考資料

むつ市社会教育委員設置条例（抄）

（定数及び任期）

第4条 委員の定数は、13人以内とする。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

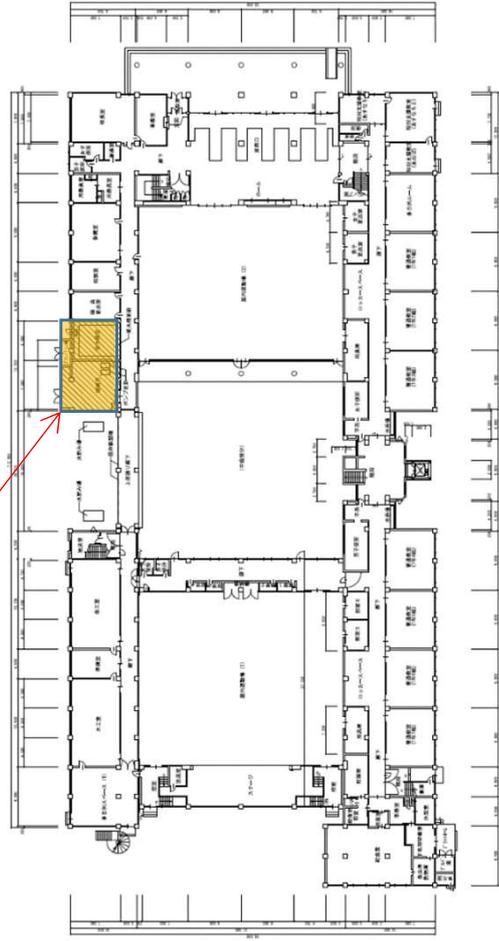
報告第一号 参考資料

むつ市立田名部中学校受水槽・高架水槽更新工事
 昭和59年建設時から使用している受水槽・高架水槽・揚水ポン
 プの更新を行う工事である。

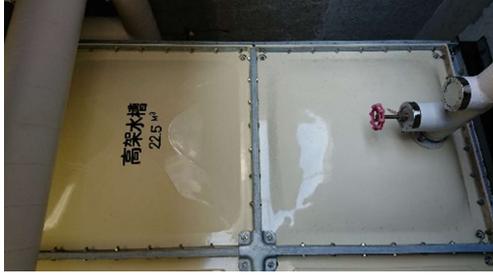
工事内容 受水槽 更新
 高架水槽 更新
 揚水ポンプ×2台 更新



北側立面図



1階平面図



高架水槽写真



受水槽写真



既存機器	(仕様)	新設機器	(仕様)
受水槽	FRPパネル式 容量67.5 m³	受水槽	FRPパネル式 容量35.0 m³
高架水槽	FRPパネル式 容量22.5 m³	高架水槽	FRPパネル式 容量12.0 m³
揚水ポンプ	渦巻ポンプ×2台 1200ℓ/min	揚水ポンプ	渦巻ポンプ×2台 240ℓ/min

更新機器一覧表

報告第二号 参考資料

令和3年8月16日



むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

所有者 住所 むつ市川内町銀杏木 19
銀杏木地区会
氏名 会長 山崎 幸悦

市指定文化財（天然記念物）のき損の届出について

標記の件について、下記指定文化財のき損の届出を別紙のとおり提出いたします。

記

き損した指定文化財：市指定天然記念物 銀杏木の大イチョウ

令和3年8月16日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

所有者 住所 むつ市川内町銀杏木 19
銀杏木地区会
氏名 会長 山崎 幸悦

むつ市指定文化財（天然記念物）の（滅失、き損、~~亡失、盗難~~）の届出

むつ市指定文化財（天然記念物）の（滅失、き損、~~亡失、盗難~~）について、むつ市文化財保護条例第18条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定文化財の名称及び員数
銀杏木の太イチョウ
- 2 指定年月日 平成2年3月20日
- 3 所在地 青森県むつ市川内町銀杏平54番地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
銀杏木地区会 むつ市川内町銀杏木19番地
- 5 管理責任者がある場合は、その名称及び所在地 なし
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び所在地 なし
- 7 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日時及び場所
令和3年8月9日夜～8月10日午前中 むつ市川内町銀杏平54番地

- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況 特になし
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
台風9号から変化した温帯低気圧による強風 直径約15cmの枝1本の折損
- 10 滅失、き損等の事実を知った日
令和3年8月10日
- 11 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
8月10日の午後2時頃、地区会長が見回り中にき損を確認し、生涯学習課へ連絡。
担当職員と共に折損状況を確認した。当地区では9日夜より強風が吹いており、翌日
確認されるまでの間に折損したと考えられる。
なお、折損した枝が下の枝に引っ掛かっている状態のため、近日中に人を動員して
枝を撤去することを担当職員と確認。翌11日に撤去完了。

【添付書類】 き損箇所の写真

1. 全景(北から)



2. 折損状況(北から)
折れた枝が下の枝に
引っ掛かっている



3. 折損部(北から)



報告第四号 参考資料

各小中学校校長 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う県内の移動について

国内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数は2万5千人を超え、県内でも、8月25日には、104人となるなど、過去に例を見ない連日の感染者の報告がされており、青森県の新規感染者数はステージ4相当となっています。むつ市においても、今年7月までの感染者数は19人であるのに対し、8月の感染者数は25日現在、すでに21人となっており、今後さらなる感染者の増加が危惧されているところです。

県の発表では、8月の感染者数の95%超はデルタ株であったと報告されておりますが、デルタ株は感染力が強く、軽度の接触で感染した事例も見られ、例えばマスクをしていても短時間の会話で感染するケースや、家庭内で家族全員が感染してしまうケースが報告されています。

これらを踏まえ、より高いレベルでの感染予防対策が必要であり、まずは子どもたちに感染させないため、令和3年8月20日付けむ教総第1088号において、むつ下北を除く地域との不要不急の往来は極力控えるようお願いしたところです。

しかしながら、通院や大会参加等やむを得ない理由により、むつ下北地域以外の県内への移動も想定されることから、移動が必要な場合には、事前に行程を提出していただき、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には、2週間程度の外出自粛やPCR検査等の実施を求めないこととします。

ただし、この扱いは県内での移動の場合に限られますので、県外への移動の際には従前の通知のとおり対応していただきますようお願いいたします。

また、事前に承認された場合であっても、移動終了後は健康観察を徹底していただき、不安がある場合や症状がある場合については、かかりつけ医に相談していただくか県コールセンター(Tel.0120-123-801)にお問い合わせください。

重ねてのお願いとなりますが、感染を防ぐためには、基本的な感染予防対策の徹底のほか、不要不急の往来を控えるなど、感染リスクを避ける対応が必要です。予防を徹底しても、なお、完全に防ぐことは容易ではありませんが、できる限りの対策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う県内の移動について

国内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数は2万5千人を超え、県内でも、8月25日には、104人となるなど、過去に例を見ない連日の感染者の報告がされており、青森県の新規感染者数はステージ4相当となっています。むつ市においても、今年7月までの感染者数は19人であるのに対し、8月の感染者数は25日現在、すでに21人となっており、今後さらなる感染者の増加が危惧されているところです。

県の発表では、8月の感染者数の95%超はデルタ株であったと報告されておりますが、デルタ株は感染力が強く、軽度の接触で感染した事例も見られ、例えばマスクをしていても短時間の会話で感染するケースや、家庭内で家族全員が感染してしまうケースが報告されています。

これらを踏まえ、より高いレベルでの感染予防対策が必要であり、まずは子どもたちに感染させないため、令和3年8月20日付けむ教総第1088号において、むつ下北を除く地域との不要不急の往来は極力控えるようお願いしたところです。

しかしながら、通院や大会参加等やむを得ない理由により、むつ下北地域以外の県内への移動も想定されることから、移動が必要な場合には、事前に行程を学校へ提出していただき、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には、2週間程度の外出自粛やPCR検査等の実施を求めないこととします。

ただし、この扱いは県内での移動の場合に限られますので、県外への移動の際には従前の通知のとおり対応していただきますようお願いいたします。

また、事前に承認された場合であっても、移動終了後は健康観察を徹底していただき、不安がある場合や症状がある場合については、かかりつけ医に相談していただくか県コールセンター(Tel.0120-123-801)にお問い合わせください。

重ねてのお願いとなりますが、感染を防ぐためには、基本的な感染予防対策の徹底のほか、不要不急の往来を控えるなど、感染リスクを避ける対応が必要です。予防を徹底しても、なお、完全に防ぐことは容易ではありませんが、できる限りの対策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

む教総第1137号
令和3年8月27日

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校活動について

日頃より、校長各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、現在、青森県内においてはこれまでに無いペースで感染者が増加しており、人口10万人当たりの新規感染者数が40人を超え、1週間の新規感染者数の指標においてステージ4相当となっており、今後さらに感染者が増加した場合、教育活動そのものに大きな影響が出かねない状況となります。

そこで、むつ市教育委員会では、これまでに無い危機感を持って対応を実施することとし、校外活動等及び部活動において下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますので、各校におかれましては特段の御配慮をお願いいたします。

記

【実施対象期間：令和3年8月27日から令和3年9月12日まで】

○校外活動等の自粛について

児童・生徒が通常の学習活動において接している教職員以外との接触を極力避ける事を目的とし、当該教職員以外と接する可能性のある校外活動等を自粛する。

(例) 職場体験・地域探検・宿泊を伴う学習活動・外部講師を招いての授業

○部活動の活動時間の短縮について

部活動の活動時間については1時間程度とし、集中した活動を行い、部活動開始の前後など場面が切り替わる際にも会話等を避け、速やかに下校させる。

以上

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111(内線3110)

む教総第1183号
令和3年9月2日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

感染予防に係る今後の対応について

このことについて、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

変更点としては、転入生に係る規定について、これまでは「緊急事態措置適用地域から転入した児童生徒」としていた部分を「感染者多数発生地域※3」とし、転入後の対応について、「2週間の出席停止措置」のみとしていたところを、「むつ市への転入後に実施するPCR検査又は抗原検査キットによる検査において、検査結果が「陰性」であることを確認できた場合には、その翌日から出校可能。」としております。

なお、「市教育委員会からの通知に係る今後の考え方(別紙)」については、基本的な運用、考え方について記載しているものでありますことから、8月20日付けむ教総第1088号、8月24日付けむ教総第1126号、その他の市教育委員会から発出している新型コロナウイルス感染症拡大防止関連の文書における運用は従前のとおり適用されますことに御留意ください。

今後におきましても、各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3110)

対象	行動内容	5月10日からの考え方	9月1日からの考え方	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	緊急事態措置適用地域から転入した児童生徒については、2週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛すること。 それ以外の県外からの転入者に関しては、体調管理に留意すること。	感染者多数発生地域※3から転入した児童生徒については、2週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛すること。ただし、むつ市への転入後に実施するPCR検査又は抗原検査キットによる検査において、検査結果が「陰性」であることを確認できた場合には、その翌日から出校可能。 それ以外の県外からの転入者に関しては、体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域から転入した場合、2週間の出席停止 ↓ 感染者多数発生地域※3から転入した場合、2週間の出席停止又は検査による陰性証明後の出校
県費負担教職員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	出張	感染者多数発生地域※3への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※3への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
スクールサポーター 小中一貫教育非常勤講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし

対応変更

対象	行動内容	5月10日からの考え方	9月1日からの考え方	変更点
(参考)むつ市職員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて所属長へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて所属長へ報告すること。	変更なし
	出張	感染者多数発生地域※3への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※3への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。	変更なし
	他地域在住者との接触	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし

※1 「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

※2 1月12日からの考え方における「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。
検索サイトで「新型コロナ 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナ 感染状況のステージと6指標 - Yahoo! JAPAN」を選択。
画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。
上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。
URL「<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>」

※3 5月10日からの考え方における「感染者多数発生地域」とは「緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置の実施区域、直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」とする。
「感染者多数発生地域」については、毎週水曜日に各学校にメールにてお知らせいたします。

(注意1) 市外出張、市外旅行を実施する際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を活用するよう御協力をお願いいたします。

(注意2) 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

む教総第1190号
令和3年9月2日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

部活動等の実施における考え方について

このたび、むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部長であるむつ市長より、「中学校部活動の基本的な考え方について」のメッセージがありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

教育委員会といたしましては、む教総第1137号においてすでに通知しているところではありますが、市の考え方に準じ、活動時間を1時間程度といたしますので、各学校におかれましては引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

む教総第1190号
令和3年9月2日

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

部活動等の実施における考え方について

このたび、むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部長であるむつ市長より、「中学校部活動の基本的な考え方について」のメッセージがありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

教育委員会といたしましては、市の考え方に準じ、活動時間を1時間程度として各学校に対応してもらうこととしておりますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、スポーツ少年団等についても同様の対応をお願いしております。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

中学校部活動の基本的な考え方について

日頃、感染対策に努めていただきありがとうございます。

本日(9月1日)、一部新聞報道でありました中学校部活動に関する措置について補足して説明いたします。

中学校生活における部活動は、子供達の健全な育成にとって欠かすことのできない学校活動の一つであり、コロナ禍にあっても最大限尊重すべきものです。日常生活で制約の多い現状を見ても、子供達の心の安定を図る上でも、部活動を通じて普段の仲間との時間を確保することは大変重要です。したがって、一律に禁止ということではなく、出来るだけ時間を確保し、活動を継続させることが私たち対策本部としての責務と感じています。

一方で、全国的にも県内でも部活動中の感染やクラスターが相次いでいる状況もあります。こうしたことから、むつ市では、部活動について活動時間を1時間程度とする時間短縮の措置を講じることとしました。

部活動を禁止しなかった理由としては、以下のとおりです。

- ① 部活動は、(安全が確保されている)同一集団により行われている。
- ② 部活動の指導に当たる教員については、7月末の時点で希望者全員にワクチンの接種が終了している(優先接種対象)。
- ③ 部活動での主な感染リスクは対外試合や外部講師の指導で、これらは禁止し、場面の切り替わり(休憩時間など)は、時短で限定される。
- ④ 保護者には下北以外への外出自粛要請を、生徒には登校前の毎日の検温を義務付けており、学校での水際対策を一定強化している。
- ⑤ 運動部については、大規模校の体育はクラス合同で行っており、小規模校はそもそも普段一緒にいる仲間と部活動を行っている。授業で体育を1時間行うのに、部活を1時間行えない理由はない。
- ⑥ 文化部については、そもそも感染対策を実施した上で1時間程度実施することは、これも授業を音楽や技術家庭、理科の実験などをするのと同様である。
- ⑦ 部活動の時間短縮は、生徒が主体的に部活動の時間を効率化するための学びの絶好の機会である。
- ⑧ むつ市内の感染状況は散発的に感染が発生している状況であるものの、市中感染(いつでも誰でもどこでも感染の可能性はある)という状況ではない。

私たちは、コロナ禍ですでに多くのことを学びました。感染リスクと社会経済のバランスをとりながら前に進む時期です。とりわけ、子供達とその学校活動は、私たち大人が守ることによって成立します。子供達の時間はそれが1時間としてもかけがえのない貴重なものです。地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、今後、むつ市内の感染状況が悪化し、禁止せざるを得ない状況になった際には、躊躇することなく、そのことについて市教育委員会を通じて学校側にお知らせさせていただきます。

地域の子供達と子供達の未来を守るためにも、皆様の日常の感染対策をよろしく願いいたします。

むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部長
むつ市長 宮下 宗一郎

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

小学校及び中学校における抗原簡易キットの配付について（照会）

この度、文部科学省において、新型コロナウイルス感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対して、迅速かつ簡易に感染の有無を検査することが出来る「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）の配付が決定しました。つきましては、下記の事項及び添付資料を熟読された上で、御対応をお願いします

記

○回答事項

キット配付希望の有無

【回答期限 9月1日 午後1時】メールにて希望の有無の回答をお願いします。

※配付にあっては、以下について各学校で体制整備をしていただく必要がありますので、その点に御留意いただいた上で御回答ください。

1. 児童生徒がキットを使用する際は、学校医等と連携して、医師による診療・診断を行う事が出来る体制を構築した上で、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会う必要があります、検査結果の確認も教職員が実施することとなります。
2. 「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引」及び「児童生徒が使用する際の留意事項」を熟読の上、当該資料に記載された検査実施体制の整備を各学校において適切に整えていただく事となります。

【注意事項】

○今回配付するキットは教職員が使用することを基本的に想定しており、児童生徒については、小学4年生以上であり（児童生徒自身が検体を採取する必要があるため。）、かつ、登校後に体調不良をきたし、直ぐに帰宅することが困難な場合等の特段の事情がある際にする事を想定しています。

※無症状者への確定診断として用いることや濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

○キットを使用する場合は、児童生徒や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法、検査後の対応等を予め十分に説明の上、保護者からの同意を得ておく必要があります。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ 関
電話 22-1111（内線3116）

む教総第1187号
令和3年9月10日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための県費負担教職員の
在宅勤務について（一部変更通知）

このことについては、令和3年1月29日付けむ教総第2065号通知により周知した
ところではありますが、このほど、青森県教育委員会教育長から各県立学校に対し、取扱い
について一部変更した旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

また、今回の変更通知を受け、市内の小中学校に勤務する県費負担教職員の取扱いにつ
いても別添のとおり変更いたしましたのであわせてお知らせいたします。

つきましては、貴校対象教職員に周知し、適切な措置がとられるようお願いいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ 新田
電 話 22-1111 (内線3115)

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿 部 謙 一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応するための県費負担教職員の
在宅勤務について (一部変更)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に適切に対応するため、市立小中学校に勤務する県費負担教職員（臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）について在宅勤務を実施する。

2 対象

- (1) 県費負担教職員が保健所からの要請（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合を除く。）により、自宅待機する必要がある場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づく協力を求められた場合は、出勤困難休暇の対象となる）。
- (2) 令和3年8月31日付け青教ス第655号通知で示されている接触者に該当する場
合

3 在宅勤務が可能な期間

必要と認められる期間とする。

4 実施単位

在宅勤務は、1日単位で行うものとする。

5 在宅勤務を行うときの手続

(1) 命令権者

在宅勤務命令は、対象となる教職員（以下「対象教職員」という。）が所属する学校の校長が行う。

(2) 手続等

- ① 校長は、対象教職員に対して、在宅勤務を命令するものとする。
- ② 対象教職員は、在宅勤務の命令を受けた場合には、在宅勤務を行う日時、勤務内容等を記載した旅行管理簿（別紙様式）を作成し、校長に提出する。

(3) 在宅勤務の開始・終了報告

- ① 在宅勤務を命ぜられた教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。
- ② 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、確認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

(4) 勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

6 在宅勤務できる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

7 服务等

(1) 勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

(2) 職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として市民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

(3) 時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

(4) サービスの取扱い

実施教職員のサービスについては、自宅への出張（直行・直帰）とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

(5) 休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合等は、通常の実業制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報告することとする。

ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

(6) 旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。

(7) 電話等の取次ぎ

- ① 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次ぐこととする。
- ② 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

8 留意点等

(1) 情報セキュリティ対策

- ① 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。
- ② 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。

(2) 在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

- ① 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用
- ② 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- ③ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- ④ その他、県が負担することが適当でない費用

令和3年9月10日付けむ教総第1187号通知「2 対象」〔(2) 令和3年8月31日付け青教ス第655号通知で示されている接触者に該当する場合〕に係る補足

上記に該当するケースは、青森県教育委員会の通知によると、青森県が緊急事態宣言対象地域またはむつ市がまん延防止等重点措置区域に指定された状況下において、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合に、保健所との連携により陽性者が確認された事業所（学校等）において、一定の基準に基づき濃厚接触者等の候補範囲の特定等を行うことができるとされております。

しかしながら、当該通知時点において青森県及びむつ市は緊急事態宣言対象地域等に指定されていないことから、現時点においては通知前後で取扱いに変更はありません。

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

今後の学校活動について

日頃より、校長各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、校外活動の自粛及び部活動の時間の短縮につきましては、9月12日までの措置として対応しております。このことについて、むつ下北地域における新規感染者数はステージ1以下であると認識しているものの、青森県内の状況はステージ4相当となっていることから、一部の措置を延長することといたします。

つきましては、今後の校外活動等及び部活動については、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますので、各校におかれましては、引き続き感染予防対策を十分に実施した上での活動に努めていただくようお願いいたします。

なお、今後、むつ市内の感染状況が悪化し、これらの措置を変更せざるを得ない状況になった際には、速やかにお知らせいたします。

記

【実施対象期間：令和3年9月13日から令和3年9月30日まで】

○校外活動等の自粛について

・むつ下北地域以外の方と接する可能性のある校外活動を自粛する。

(例) むつ下北地域以外の方と接する可能性のある職場体験

むつ下北地域以外の方と接する可能性のある宿泊を伴う学習活動

むつ下北地域以外の外部講師を招いての授業

○部活動について

・部活動は通常どおりの活動とし、むつ下北地域以外の学校との試合(練習試合を含む。)及び合宿については引き続き禁止とする。

・時間の短縮は行わないが、考え方については、9月2日付けむ教総第1190号に添付のむつ市新型コロナウイルス感染症対策本部長のメッセージにおいてお知らせしたとおりであることに留意すること。

・スポーツ少年団等についても同様の対応を依頼する。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

